

意見書案第 18 号

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中断を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

田中 しんすけ

倉 元 達 朗

落 石 俊 則

中 山 郁 美

田 中 丈 太 郎

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中断を求める意見書

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐって国と沖縄県が対立している事態は、一地方の出来事として看過することのできない重大な問題です。

昨年実施された名護市長選挙、沖縄県知事選挙及び衆議院議員総選挙を通じて「辺野古の新基地建設ノー」という沖縄県民の意志が示されていることは、誰の目にも明らかです。しかし、国は、これを無視し、十分な説明責任を果たさないばかりか、抗議する人々を強制的に排除し、米軍新基地建設のための工事・海底調査を強行しています。

地方自治は、憲法第8章によって保障されています。地方公共団体は、国の下部機関ではなく、国とは別の人格を持ち、国と対等の関係にあります。米軍新基地建設をめぐって、国には地方自治を尊重し地方と対話しようとする姿勢は見られません。国の考えを一方向的に地方に押し付けることは、地方自治の本旨を踏みにじり、分権改革をも否定するものです。

沖縄の人々を基地による被害から守り、負担を軽減すべき国が、「粛々と」米軍基地を建設する姿はまさに異常であり、時間の経過とともに、米軍新基地建設に反対する世論が高まっています。

翁長沖縄県知事は、「沖縄は自ら基地を提供したことは一度もなく、普天間基地は銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によって作られたにもかかわらず、古くて危険だから替わりの基地を提供しろというのは道理が通らない」と訴えています。国は、まずこの思いを受け止めることから始めるべきです。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設のための工事・海底調査を直ちに中断されるとともに、地方自治を尊重して沖縄県との真摯な協議を行われるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、
沖縄基地負担軽減担当大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 宛て

議 長 名